

令和3年度(2021年度) 償却資産(固定資産税)申告の手引き

平素は、五條市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。
申告の方法は、この償却資産(固定資産税)申告の手引きを参照いただき、ご不明な点は下記までお問合せください。

申告期日は令和3年2月1日(月)です。



提出・問合せ先
〒637-8501
奈良県五條市本町1丁目1番1号
五條市役所 税務課 固定資産税係
電話番号 0747-22-4001 内線(257、258)

【目次】	頁
1. 償却資産とは・・・・・・・・・・	1
2. 償却資産の申告について・・・・・・・・	3
3. 償却資産の評価と課税・・・・・・・・	4
4. 課税標準の特例について・・・・・・・・	6
5. 注意事項・・・・・・・・・・	8
6. 申告書の記載例・・・・・・・・・・	9~11

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または経費に算入されるものです。

具体的には、商店や工場を経営されている方や、不動産賃貸業を営まれている方などが、その事業で使用する資産のことをいいます。

ただし、無形減価償却資産（ソフトウェアなど）や自動車税・軽自動車税の課税対象である車両などは対象から除かれます。

※償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

・償却資産の種類と具体例について

資産の種類		申告が必要な償却資産
1	構 築 物	門、フェンス、舗装路面コンクリート、アスファルト、庭園、広告塔、駐車場・駐輪場、テント倉庫、ビニールハウス、看板 など
2	機械及び装置	各種製造・加工・修理等の機械設備、土木建設機械、印刷機械 (※)太陽光発電設備、農機具、運搬設備 など
3	船 舶	船舶、漁船、ボート、ヨット など
4	航 空 機	航空機、飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車両及び運搬具	フォークリフト・ショベルローダーなどの大型特殊自動車 (車種番号が「9、90～99、900～999」あるいは 「0、00～09、000～099」になるもの) 各種運搬具(リヤカー、自転車、構内運搬車) など ※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除きます
6	工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、電話、机、椅子、テレビ、ルームエアコン、 陳列ケース、レジスター、冷凍・冷蔵庫、自動販売機、医療用機器、 歯科診療用ユニット、金型・工具 など

※ 太陽光発電設備をお持ちの方は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減される場合がありますので、「4. 課税標準の特例について」(6ページ)を参照してください。

申告の必要がない資産

少額資産	耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、一時に損金または必要な経費に算入された資産 (固定資産として計上していないもの)
一括償却資産	取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行っているもの
自動車	普通自動車・軽自動車・小型特殊自動車など、自動車税や軽自動車税の課税対象となっているもの
無形固定資産	特許権、実用新案権、ソフトウェアなどの無形減価償却資産
繰延資産	開業費、開発費など
書画・骨董	書画、古美術品など (複製品や単に装飾目的のみに使用されているものは申告の対象です。)
生物	牛、馬、豚、鶏、植物など (貸植木など、鑑賞用や興行用は申告の対象です。)

申告が必要な資産(申告漏れに注意してください)

次に掲げる償却資産も事業のために使用することができる状態であれば、申告が必要です。

	決算期以降に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上していない資産
償却済資産	耐用年数が経過し、減価償却が終了している資産
少額減価償却資産	取得価額が20万円未満であっても、個別償却している資産
即時償却資産	租税特別措置法の規定を適用して即時償却している資産
減価償却を行っていない資産	赤字決算、配当政策などのため、減価償却できるのに税務会計上減価償却を行っていない資産
資本的支出	改良費のうち、資本的支出として計上している資産 (本体と区別して新たな資産の取得とみなして取り扱います。)
割賦購入資産	割賦金を完済していないものでも、既に事業の用に供している資産 (売主が所有権を留保している場合でも、買主が申告してください。)
貸付資産	資産の所有者が、他の事業者へ貸し付けている資産 (貸付を業としている場合は、事業用・非事業用にかかわらず申告対象となります。)
簿外資産	帳簿には記載されていないが、事業の用に供することができる資産
遊休・未稼働資産	現在稼働していないが、いつでも稼働できる状態にある資産
福利厚生のために供する資産	社宅の構築物や器具・備品など、間接的に事業の用に供されている資産

2. 償却資産の申告について

・申告していただく方(納税義務者)

令和3年1月1日現在で個人または法人にかかわらず、五條市内に事業（製造業、販売業、建設業、サービス業等すべての事業）のように供することが出来る償却資産を所有されている方です。例えば、工場やアパート、駐車場、事務所、農園などを所有し事業を営んでの方が該当します。

※申告書が送られてきた方で、申告の対象となる償却資産をお持ちでない場合も、お手数ですが、その旨を備考欄等に記入した申告書を提出してください。

・提出書類

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

「種類別明細書（減少資産用）」（必要な方のみ）

※五條市のホームページから申告書をダウンロードすることができます。法人の場合は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を参考に申告してください。

・住所(所在地)・氏名・商号等の変更、合併等があった方

住所（所在地）・氏名・法人の名称等の変更があった場合や合併を行った場合は、その旨を償却資産申告書の備考欄に記入してください。なお、法人の所在地変更の場合は、「登記上の本店所在地の変更」もしくは「支店や事務窓口の変更」のどちらかを明記してください。

・廃業、休業、廃業、事業所移転等があった方

休業される場合や廃業や資産の譲渡などで所有する資産がなくなった場合、事業所の移転などで資産が五條市内に存在しなくなった場合には、その旨を償却資産申告書の備考欄に記入し、提出してください。

※新型コロナウイルス対策のため、なるべくご来庁による窓口の手続きを避け、郵送、電子申告でのご提出にご協力をお願いします。

申告書の提出は電子申告(eLTAX)が便利です!!

～ エルタックスご利用のご案内 ～

五條市では、「eLTAX」(エルタックス)を利用した市税の電子申告の受付を行っています。eLTAX の利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問合せください。

ホームページ : <http://www.eltax.lta.go.jp/>

電話番号 : 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合 : 03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、上記の eLTAX ヘルプデスクまでお問合せください。

3. 償却資産の評価と課税

・評価額の計算方法

評価額は、固定資産評価基準に基づき、取得価額に減価残存率を乗じて算出します。
減価残存率は、耐用年数ごとに定められています。(5ページ参照)

- ①前年中に取得した償却資産 **評価額 = 取得価額 × 減価残存率【A】**
②前年前に取得した償却資産 **評価額 = 前年度の評価額 × 減価残存率【B】**

※取得価額…原則として国税の取り扱いと同様で、当該償却資産を取得するために要した金額を言います。(通常必要な購入手数料、荷役費、関税、その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。)

※評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

・税額の計算方法

資産の一品ごとに評価額を算出し合計したものが決定価格となります。原則として決定価格が課税標準額(課税のもととなる額)となります。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

※課税標準の特例の適用がある場合は、特例を適用した後の額が課税標準額となります。適用が無い場合は決定価格がそのまま課税標準額となります。(千円未満切捨て)
課税標準額に税率をかけたものが税額になります。(百円未満切捨て)

・免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

ただし課税標準額の算出は本市で行いますので、資産の多少にかかわらず申告の義務があります。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	【A】前年中 取得のもの	【B】前年前 取得のもの		【A】前年中 取得のもの	【B】前年前 取得のもの		【A】前年中 取得のもの	【B】前年前 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.971	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.972	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.976
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

4. 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び本法附則第15条などの規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書または届出書の写し、カタログ、精密検査証明書など、証明となる書類を必ず添付してください。

特例適用資産(一部抜粋)

適用条項		対象施設・設備	特例率
地方税法附則15条	旧第43項	中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置	1/2
	第41項	生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に該当する資産	0

※その他の特例につきましては、五條市ホームページにてご確認ください。

< 太陽光発電設備に係る課税標準額の特例について >

取得時期	平成24年5月29日 ~ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ~ 平成30年3月31日	平成30年4月1日 ~ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 ~ 令和4年3月31日
対象設備	固定価格買取制度の認定を受けて取得し、売電をしているもの	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得し、売電をしていないもの		
特例割合	2/3		・発電出力1,000kw未満のもの・・・2/3 ・発電出力1,000kw以上のもの・・・3/4	
適用期間	新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分に限る			
必要書類	固定資産税(償却資産)の課税標準の特例適用申告書			
	・経済産業省からの認定通知書の写し ・電力会社との電力供給契約を確認できる書類(受給開始日が明記されているもの)の写し	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定通知書の写し		

○税制改正による太陽光発電設備の特例適用対象の変更について

償却資産として申告いただく太陽光発電設備について、固定価格買取制度の認定を受けたものが、平成28年3月31日までは特例適用の対象となっていました。平成28年4月1日以降に取得した当該認定設備については、その特例適用の対象外となります。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費

に係る補助を受けて取得された自家消費型の太陽光発電設備が、固定資産税の軽減特例の対象となります。また平成30年4月1日以降に取得したものは、発電の出力量により適用される特例割合が異なります。

＜ 中小企業等が経営力向上計画に基づき取得した機械及び装置 ＞

特例対象設備

事業分野担当省庁の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得した、生産性向上に資する一定の機械及び装置。

※経営力向上計画に関しては、中小企業庁 (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) にご確認ください。

申告に際し必要な書類

- ・固定資産税（償却資産）の課税標準の特例適用申告書
- ・工業会証明書の写し
- ・経営力向上計画の申請書および認定書の写し

特例の期間

対象資産を取得後、新たに固定資産税を課税されることとなった年度から3年度分

特例率

1 / 2

＜ 先端設備等導入計画に基づき取得した資産 ＞

特例対象設備

五條市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、中小企業者等が平成30年6月20日以降に取得した、生産性向上に資する一定の資産。

※先端設備等導入計画に関しては、中小企業庁 (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) にご確認ください。

申告に際し必要な添付書類

- ・固定資産税（償却資産）の課税標準の特例適用申告書
- ・工業会証明書の写し
- ・認定経営革新等支援機関が発行した確認書の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書および認定書の写し

特例の期間

対象資産を取得後、新たに固定資産税を課税されることとなった年度から3年度分

特例率

0（零）

5. 注意事項

◎申告がない場合について

前年度以前に申告があり今回申告がない場合は、「みなし課税」という方法で課税されます。みなし課税とは、地方税法第 383 条で定められた申告がない場合、償却資産の増減がなく、前回の申告時と同様の償却資産を所有しているとみなして課税する方法です。この方法はあくまでも償却資産の所有状況を推定するものです。また、地方税法 354 条の 2 の規定に基づき国税資料の閲覧を行い、「推計して課税」する場合があります。

いずれも申告があったとみなすものではありませんので、未申告の場合は申告してください。

◎不申告又は虚偽の申告について

正当な理由がなく申告されなかった場合には、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科せられることがあります。

◎過年度への遡及について

申告漏れ等の場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。また、過年度分の課税が発生した場合は、課税を行った納期に一括で納付していただくことになります。

◎実地調査について

五條市では、納税者間の公平性を確保するため、国の指導により、皆様から提出された申告書をもとに、地方税法の規定に基づく調査を実施しています。

この調査は、事業用資産の所有者の方に、事業に関する帳簿書類（固定資産台帳、決算書類及び税務書類等）を提出いただき、申告内容の照合や確認を行うものです。調査に伺った際には、ご協力くださいますようお願いいたします。また、地方税法の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧することがあります。

6-1. 償却資産申告書の記入方法

年度 年 月 日 (あて先) 五條市長		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード	
受付印 所 有 者	〒637-8501 ① 奈良県五條市本町〇丁目×番△号 (電話 0747-22-4001)	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目 (資本金等の額) 10 百万円 土木事業	8 短縮耐用年数の承認	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
	(フリガナ) ごじょう ② 五條株式会社 代表取締役 五條 太郎 (印) (屋号)	5 事業開始年月 ③ 昭和 32年 10月	6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名 ④ 経理部 五條 花子 (電話 0747-22-xxxx)	9 増加償却の届出	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
		7 税理士等 の氏名 税理士 五條 二郎 (電話 0747-22-xxxx)	10 非課税該当資産	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
			11 課税標準の特例	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
			12 特別償却又は圧縮記帳	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
			13 税務会計上の償却方法	定額法 <input checked="" type="checkbox"/>	
			14 青色申告	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの (イ) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)				15 市(区)町村 内における 事業所等資 産の所在地
1 構築物	2,500,000			2,500,000	⑦ ① 五條市本町〇丁目×番
2 機械及び装置	27,000,000	5,000,000	5,000,000	27,000,000	⑦ ② 五條市本町〇丁目×番
3 船舶					⑦ ③
4 航空機					⑦ ④
5 車両及び運搬具			5,000,000	5,000,000	16 貸主の名称等 五條市〇丁目×番 ⑧ 五條リース株式会社
6 工具器具及び備品	500,000			500,000	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
7 合計	30,000,000	5,000,000	10,000,000	35,000,000	
	資産の種類	評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)	18 備考(添付書類等)
	1 構築物				⑨
	2 機械及び装置				
	3 船舶				
	4 航空機				
	5 車両及び運搬具				
	6 工具器具及び備品				
	7 合計				

記入の必要はございません

第二十六号様式(提出用)

- ①住所(所在地)を記入してください
- ② 個人の場合は、署名し、押印してください。
法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入し社印(代表者印)を押印してください。
- ③ 事業を開始した年月を記入してください
- ④ この申告に関して応答する者、税理士等の氏名と電話番号をそれぞれ記入してください
- ⑤ 取得価額欄・・・
(イ) 欄 前年前に取得した資産の取得価額を資産の種類別に記入してください。
(ロ) 欄 前年中に減少した資産の取得価額を種類別に記入してください。
(ハ) 欄 前年中に増加した資産の取得価額を種類別に記入してください。
(ニ) 欄 (イ)(ロ)(ハ)欄によって算出した取得価額の合計額を記入してください。
- ⑥ いずれかに○印をつけてください
(分からない場合は空欄にしておいてください)
- ⑦ 市内における事業所等資産の所在地を記入してください。
(住所欄と同一の場合は記入不要です。)
- ⑧ リース資産がある場合は、○印を付け、「貸主の名称等」を記入してください。
- ⑨ 次のような事項を記入してください
・廃業、休業、移転などがあった場合はその旨と年月日を記入してください。
・該当の資産が無い場合は「該当資産なし」と記入してください。
・住所や氏名(名称)に変更があった場合はその内容を記入してください。
・前年中に資産の増減が無かった場合は「増減なし」と記入してください。
・その他、申告について必要な事項を記入してください。

6-2. 種類別明細（増加資産）の記入方法

所有者コード		平成 年度		所有者名		枚のうち										
		種類別明細書（増加資産・全資産用）				枚目										
行 番 号	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額 (イ)		耐 用 年 数 (ロ)	価 額 (ハ)		※課税標準の特例 コード	※課税標準額		増 加 事 由	摘 要	
				年	月	十 萬	千 円		十 萬	千 円		十 萬	千 円			
01	①	舗装工事 ②	③	④	10	⑤	2,500,000	⑥						⑦	⑧	
02	2	高周波プレス機	1	4	27	10	22,000,000	8						1・2 3・4		
03	2	搬送装置	1	4	27	10	5,000,000	8						1・2 3・4		
04	6	応接椅子	1	4	25	12	500,000	8						1・2 3・4		
05														1・2 3・4		
06	2	燃焼装置	1	4	29	10	2,000,000	15						① 2 3・4		
07	2	通風装置	1	4	29	10	3,000,000	15						① 2 3・4		
08	5	フォークリフト	1	4	29	10	5,000,000	4						① 2 3・4		
09														1・2 3・4		
10														1・2 3・4		
11														1・2 3・4		
12														1・2 3・4		
13														1・2 3・4		
14														1・2 3・4		
15														1・2 3・4		
16														1・2 3・4		
17														1・2 3・4		
18														1・2 3・4		
19														1・2 3・4		
20														1・2 3・4		
			小計													

第二十六号様式別表一（提出用）

- ①該当する資産の種類を下記から選び記入してください。
- | | |
|------------|--------------|
| 1. 構築物 | 2. 機械及び装置 |
| 3. 船舶 | 4. 航空機 |
| 5. 車両及び運搬具 | 6. 工具・器具及び備品 |
- ②資産の名称を記入してください。
- ③資産の数量を記入してください。
- ④資産の取得年月を記入してください。
- ・年号の欄には、令和なら『5』、平成なら『4』、昭和なら『3』を記入してください。
- 例) 平成 29年 5月 取得→4 | 29 | 5
- 令和元年 6月 取得→5 | 01 | 6
- ※1月1日に取得された場合は⑧摘要欄にその旨を記入してください。
- ⑤ 資産の取得価額を記入してください。
- ⑥ 法定耐用年数に基づいてその資産の耐用年数を記入してください。
- ⑦資産の増加事由について該当する番号に○印を記入してください。
- (1. 新品取得 2. 中古品取得 3. 移動による受け入れ 4. その他)
- ⑧次のような事項を記入してください
- ・課税標準の特例がある資産についてはその適用条項を記入してください。
 - ・短縮耐用年数を適用している資産、増加償却を行っている資産についてはその旨を表示してください。
 - ・その他、価額の決定にあたり必要な事項等がある場合は記入してください。

6-3. 種類別明細書（減少資産用）の記入方法

所有者コード		年度				所有者名		枚のうち											
		種類別明細書（減少資産用）						枚目											
行番号	*資産コード	資産の名称等	数 量	取得年月		取得価額		耐用年数	減少区分	減少等の事由				摘要					
				年 号	年 月	十 億	百 万			千 円	円	1 売却	2 除却		3 移動	4 その他			
01	2	② 燃烧装置	③	④	3	55	11	⑤	2,000,000	⑥	15	○	⑦	2	1	○	⑧	○	⑨
02	2	② 通風装置	1	3	55	11			3,000,000	15		○	2	1	○	3	○		
03												1	2	1	2	3	4		
04												1	2	1	2	3	4		
05												1	2	1	2	3	4		
06												1	2	1	2	3	4		
07												1	2	1	2	3	4		
08												1	2	1	2	3	4		
09												1	2	1	2	3	4		
10												1	2	1	2	3	4		
11												1	2	1	2	3	4		
12												1	2	1	2	3	4		
13												1	2	1	2	3	4		
14												1	2	1	2	3	4		
15												1	2	1	2	3	4		
16												1	2	1	2	3	4		
17												1	2	1	2	3	4		
18												1	2	1	2	3	4		
19												1	2	1	2	3	4		
20												1	2	1	2	3	4		
			小計																

記入の必要はありません

第二十六号様式別表二（提出用）

①減少した資産の種類を下記から選び記入してください。

1. 構築物	2. 機械及び装置
3. 船舶	4. 航空機
5. 車両及び運搬具	6. 工具・器具及び備品

②減少した資産の名称を記入してください。

③減少した資産の数量を記入してください。

④減少した資産の取得年月を記入してください。

⑤減少した資産の取得価額を記入してください。

⑥減少した資産の耐用年数を記入してください。

⑦該当する減少区分の番号に○印を記入してください。
(1. 全部 2. 一部)

⑧資産の減少事由について該当する番号に○印を記入してください。
(1. 売却 2. 除却 3. 移動 4. その他)

⑨次のような事項を記入してください

- ・課税標準の特例がある資産についてはその適用条項を記入してください。
- ・一部減少により、取得価額が変更した場合は変更後の価格と数量を記入してください。
- ・その他、減少資産の申告に必要な事項等がある場合は記入してください。